

議案第166号

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市墓地条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市墓地条例の一部を改正する条例

川崎市墓地条例（昭和31年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第9条の2」に、「第17条」を「第17条の2」に改める。

第1条第2項の表中

「

| | | |
|----------|-------------------|------|
| 川崎市緑ヶ丘霊園 | 川崎市高津区下作延1, 241番地 | 一般墓所 |
|----------|-------------------|------|

」

を

「

| | | |
|----------|-------------------|-------|
| 川崎市緑ヶ丘霊園 | 川崎市高津区下作延1, 241番地 | 一般墓所 |
| | | 合葬型墓所 |

」

に改める。

第4条第2項中「する者」の次に「（その死後において自己の焼骨を埋蔵す

るため合葬型墓所を利用しようとする者を除く。）」を加える。

第5条中「埋葬場所」の次に「（合葬型墓所を除く。第9条第1項及び第17条において同じ。）」を加える。

第7条中「利用場所」の次に「（合葬型墓所を除く。）」を加える。

第9条第2項中「利用者」の次に「（合葬型墓所の利用者を除く。次項において同じ。）」を加え、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（合葬型墓所の利用権の消滅）

第9条の2 合葬型墓所の利用者が利用許可を受けた日（その死後において自己の焼骨を埋蔵するため利用許可を受けた場合にあっては、その死亡した日）から焼骨が合葬型墓所に埋蔵されずに2年を経過したときは、当該利用許可に係る合葬型墓所に焼骨を埋蔵する権利は、消滅する。ただし、当該期間内に埋蔵できないことにつき正当な理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

第12条第1号の表中

「

| | | | |
|----------|------|------------|----------|
| 川崎市緑ヶ丘霊園 | 一般墓所 | 1平方メートルにつき | 250,000円 |
|----------|------|------------|----------|

」

を

「

| | | | |
|----------|-------|------------|----------|
| 川崎市緑ヶ丘霊園 | 一般墓所 | 1平方メートルにつき | 250,000円 |
| | 合葬型墓所 | 1体につき | 70,000円 |

」

に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（合葬型墓所の使用料を徴収しない場合）

第13条の2 一般墓所、壁面型墓所、芝生型墓所又は集合個別型墓所の利用者が、墳墓を合葬型墓所に改葬するため利用場所を返還し、合葬型墓所の利用許可を受ける場合には、合葬型墓所の使用料は、徴収しない。

第16条第1項の表に次のように加える。

| | | |
|-----------|----------|-------------------|
| 合 葬 型 墓 所 | 1 体 につ き | 永 年 3 0 , 0 0 0 円 |
|-----------|----------|-------------------|

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

(合葬型墓所における焼骨の不返還)

第17条の2 合葬型墓所に埋蔵した焼骨は、返還しない。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

緑ヶ丘霊園に合葬型墓所を新設すること、合葬型墓所の使用料等の設定を行うこと等のため、この条例を制定するものである。